富良野市地域おこし協力隊 募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富良野市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第41号。以下「条例」という。)及び富良野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第15号。以下「規則」という。)並びに富良野市地域おこし協力隊員取扱規則(令和2年規則第20号。以下「取扱規則」という。)に基づき、富良野市地域おこし協力隊(以下「隊員」という。)の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動地域の範囲)

第2条 この要領に定める富良野市地域おこし協力隊の活動地区は、富良野市全域とする。

(活動内容)

- 第3条 この要領に基づき隊員が行う地域づくり活動の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 学校教育における ICT 支援事業
 - ア 小中学校における ICT を活用した授業展開の支援
 - イ 教職員の研修や校務における ICT の利活用の推進
 - ウ 児童生徒の情報モラル及びコンピューターリテラシーの普及活動
 - エ 学習用端末使用時における校内ルールの補強・改善
 - オ 教育活動の情報発信ツールの提案構築及び PR 活動
 - (2) 地域支援事業
 - ア 住民・地域団体への ICT を活用した研修や支援活動
 - (3) その他、地域活性化事業

(隊員の募集条件)

- 第4条 隊員の募集条件は、以下のとおりとする。
 - (1) 年齢、性別は不問とする
 - (2) 転出地 3 大都市圏、政令指定都市又は地方都市(条件不利地域を除く。) に 住民登録及び居住し、委嘱後に富良野市に住民票を異動し定住できる者
 - (3) 普通自動車運転免許を取得している者
 - (4) PC やタブレット端末を日常的に利用し、ICT 活用に関心がある者
 - (5) 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域活性化に取組める者
 - (6) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方で、日本国籍を有する者
 - (7) 任期終了後も富良野市に定住する意欲のある者

(募集人数)

第5条 隊員の募集人数は、2人とする。

(活動期間)

第6条 隊員の活動期間は、委嘱の日から令和6年3月31日までとし、1年毎に更新することができ、最長令和8年3月31日まで延長することができる。

(活動時間及び活動日)

- 第7条 隊員の活動時間については、規則第3条から第5条までの規定を準用する。ただし、隊員の活動日は、富良野市教育委員会及び所管する学校と協議のうえ決定する。
- 2 市長は、隊員の申し出により地域づくり活動に支障がない範囲において、定住に向けた就業活動等を認めるものとする。

(報酬等)

- 第8条 隊員の活動に関する報酬は、月185,000円とする。
- 2 隊員の期末手当については、条例第6条の規定により支給する。(6月・12月支給) (待遇等)
- 第9条 隊員の活動期間中の住居は、富良野市があっせんした住宅に居住する場合に限り、家賃は無償で入居できる。ただし、生活に必要な光熱水費等は、隊員の負担とする。
- 2 隊員の生活備品等は、個人で準備し、富良野市が所有する住宅の修繕等の経費負担 については、隊員と富良野市がその都度協議する。
- 3 隊員の転入に係る費用は、個人負担とする。
- 4 隊員は、富良野市との雇用関係を有し、健康保険の加入及び厚生年金の加入を原則とする。また、その費用は事業主と折半で負担する。
- 5 隊員の年次休暇については、規則第14条の規定により付与する。
- 6 活動に使用するパソコン、車両については富良野市が準備し、これを貸与する。
- 7 その他、待遇等に関する事項は、その都度協議する。 (募集期間)
- 第10条 富良野市地域おこし協力隊に関する募集期間は、令和5年2月13日から任用が決定するまでとする。

(応募手続)

- 第11条 富良野市地域おこし協力隊の応募については、次の各号に定める提出書類に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。
 - (1) 富良野市地域おこし協力隊応募用紙
 - (2) 住民票(令和5年2月13日以降のもの)

(所管)

第12条 この要領に基づく隊員の募集担当部署は、富良野市教育委員会教育部教育振興 課とする。

(その他)

第13条 隊員の募集にあたり疑義が生じた場合は、応募者、富良野市教育委員会教育部教育振興課及び所管する学校と協議のうえ対応する。